定　例　会　議　の　開　催　状　況

１　日　時　令和８年４月22日（水）午後１時15分～午後４時20分

２　出席者　櫻井委員長、和田委員、逸見委員、山田委員、斎藤委員
本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警察学校長、首席監察官、組織犯罪対策本部長
説明補助者
公安委員会事務室長、けいさつ相談室長、留置管理課長、監察官室長、許認可管理センター長、組織犯罪対策課長、交通指導課長、交通規制課長、運転免許センター長、交通聴聞官、運転免許センターセンター長補佐、警備対策管理官

３　議題事項

(1) 令和８年度新潟県留置施設視察委員会委員の任命について

留置管理課長から、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に基づく留置施設視察委員会委員について、5月 31 日で１年間の任期が満了することから、令和８年度の委員として関係団体から５人の推薦があった。」旨の説明があり、審議の結果、原案どおり６月１日付けの任命を決定した。

(2) 公安委員会宛て苦情申出に対する通知について

公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について、調査結果報告を基に審議した結果、申出者に対する通知文を決定した。

(3) 運転免許取消処分取消等請求事件の処理方針について

監察官室長から、運転免許取消処分取消等請求事件の処理方針について説明があり、審議の結果、原案どおり処理することとした。

(4) 警備業営業停止命令及び警備員指導教育責任者資格者証返納命令の量定案について

許認可管理センター長から、「警備業法違反に基づき聴聞を実施した警備業者について、行政処分を決定していただきたい。」旨の説明があり、審議の結果、行政処分を決定した。

(5) 交通規制の実施について

交通規制課長から、信号機の設置１件、信号機の廃止５件及び一灯式信号機の廃止６件について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(6) 運転免許関係の意見聴取等について

交通聴聞官から、運転免許取消対象事案21件について、事案内容及び意見聴取等結果の説明があり、審議の結果、取消し21件の行政処分を決定した。

(7) 警察職員の援助要求に対する同意について

警備対策管理官から、「愛媛県公安委員会から、天皇皇后両陛下の行幸啓警衛に万全を期すため、警察職員の援助要求があった。」旨の説明があり、審議の結果、同意した。

4　報告事項

(1) 令和８年度術科大会の実施等について

警務部長から、令和８年度術科大会の実施等について、資料に基づき報告があった。

(2) 国家賠償請求控訴事件の発生と処理方針について

監察官室長から、国家賠償請求控訴事件の発生と処理方針について報告があった。

(3) 情報漏洩事案の再発防止に向けた施策の実施状況について

監察官室長から、情報漏洩事案の再発防止に向けた施策の実施状況について報告があった。

委員から、「警察職員に対し、知人等から警察情報等に関する問い合わせがあった場合、どのように対処するよう指示しているのか。」旨の質問があり、監察官室長から、「職員個々が回答せず状況等を所属に報告し、組織的に対応するよう指導している。」旨の説明があった。

委員から、「職員に対し、情報を漏洩しないようにと指導するだけでなく、退職者に対しても、職員に情報を訊かないということについて、退職者の会の会報誌で流出事例を紹介するなどして伝えていくことが大事である。」旨の発言があった。監察官室長から、「退職者は、退職後も警察情報は漏らさないとの誓約書を書いているが、訊かないといった文面は無かったので検討の材料としたい。」との説明があった。

委員から、「警察職員が捜査情報を漏洩することは重大な規律違反であり犯罪行為であるということを厳しく認識させる必要がある。」との発言があった。

委員から、「警察職員の情報漏洩は、その後の自発的な退職では済まされないという重大性を自覚させるべきである。」旨の発言があった。

(4) 公安委員会宛て苦情申出に対する調査結果について

けいさつ相談室長から、公安委員会宛てに届いた警察職員の職務執行に関する苦情申出について、調査結果の報告があった。

(5) 公安委員会宛て文書の対応について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに届いた文書の対応について報告があった。

(6) 公安委員会宛て審査請求の受理について

公安委員会事務室長から、公安委員会宛てに提出された運転免許取消処分に対する審査請求について報告があった。

(7) 交番・駐在所の再編整備について

地域部長から、交番・駐在所の再編整備について、資料に基づき報告があった。

委員から、「交番・駐在所の再編整備は、限られた警察力を最適化するための適切な施策であるが、地域住民が不安を抱かないよう丁寧に説明する必要がある。」旨の発言があった。

委員から、「再編整備においては警察の存在感を示すため、新設する建物の立地や形状の工夫、人員やパトカーの配置などを効果的に行ってもらいたい。」旨の発言があった。

委員から、「警察力の適正配分は非常に重要であり、地域住民に対して、再編しても警察力がカバーできる範囲が狭くなるわけではなく、すぐに駆け付けることができる体制は確保されているとの安心感を丁寧に伝えていただきたい。」旨の発言があった。

委員から、「再編については、地域住民が、警察だけではなく、治安維持のために自分たちができることは何かということを、主体性を持って考える機会になると感じられた。」旨の発言があった。

(8) 公益財団法人の法人規程の改正について

組織犯罪対策課長から、「公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センターは、センター職員の通勤手当不正受給事案に係る再発防止策の一環として、職員給与等に関する規定の改正や公正かつ適正な事業活動を行うための倫理規定を新設するなど、法人規定を改正した。」旨の報告があった。

委員から、「本報告において基本的な対策が講じられたと受け止めている。公益財団法人としての責任を再認識させるよう、主管課として実態を厳正に確認のうえ、適切な指導及び監督を実施していただきたい。」旨の発言があった。

(9) 令和８年３月末の犯罪情勢について

令和８年３月末の犯罪情勢について、刑事部長から刑法犯の概況について、組織犯罪対策本部長から特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の概況について、生活安全部長から特殊詐欺等に係る被害防止の取組について、資料に基づ

き報告があった。

委員から、「警察官や銀行員が詐欺だと説得しても納得してくれない人がいると聞いている。騙されている方に対して、口頭で説明しても理解が得られない場合も多いと思うことから、そのような方がハッと我に立ち戻ることができるように、一見して気を引く説明書きの資料を準備することも１つの方法である。」旨の発言があった。

委員から、「被害かどうか迷った場合は＃９１１０に電話してほしいとの話題が出ていることから、引き続き周知をしていただきたい。」旨の発言があった。

(10) 春の全国交通安全運動期間中の交通事故発生状況について

交通部長から、春の全国交通安全運動期間中の交通事故発生状況について、資料に基づき報告があった。

(11) 自転車安全月間の実施について

交通部長から､自転車安全月間の実施について､資料に基づき報告があった。

(12) 交通指導取締りにおけるウェアラブルカメラの活用に関するモデル事業の実施結果について

交通指導課長から、交通指導取締りにおけるウェアラブルカメラの活用に関するモデル事業の実施結果について、報告があった。

(13) 不正受験者に対する行政処分の実施について

運転免許センター長から、不正受験者に対する行政処分の実施について報告があった。

(14) 新潟港危機管理コアメンバー会議の開催について

警備部長から、新潟港危機管理コアメンバー会議の開催について、資料に基づき報告があった。

５　その他

本部長から、「県警察における将来を見据えた組織構造改革に向けた取組に基づき、今後の情勢変化に合わせて、安全安心を最大限に守りつつ、交番・駐在所の再編、警察署各課の配置等の柔軟な見直しを進めていきたい。また、特殊詐欺被害について、犯人から洗脳された被害者の説得に対し警察官や金融機関等職員が苦慮していると聞いていることから、具体的な詐欺事例の紹介といった客観的、多角的な視点による被害防止対策に取り組んでまいりたい。」旨の発言があった。